

富山、昭51不1、昭53.8.22

命 令 書

申立人 総評全国金属労働組合富山地方本部

被申立人 中外電気工業株式会社

主 文

- 1 被申立人は、別表1記載の申立人支部組合員62名に対し、昭和49年年末一時金の勤怠控除を是正し、同表記載の金員を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、別表2記載の申立人支部組合員25名に対し、昭和50年夏季一時金及び同年年末一時金の勤怠控除を是正し、同表記載の金員を支払わなければならない。
- 3 被申立人は、別表3記載の申立人支部組合員22名に対し、昭和50年年次有給休暇として、同表記載の日数を付与しなければならない。
- 4 申立人のその余の請求は、これを棄却する。

別表 1

氏 名	金 額	氏 名	金 額
A 1	18,859円	A 2	75,920円
A 3	50,821	A 4	28,618
A 5	15,957	A 6	14,004
A 7	75,478	A 8	76,334
A 9	9,539	A 10	31,784
A 11	36,461	A 12	13,962
A 13	12,928	A 14	19,314
A 15	13,813	A 16	19,711
A 17	15,575	A 18	21,553
A 19	18,819	A 20	11,146
A 21	16,073	A 22	12,359
A 23	18,373	A 24	18,325
A 25	16,483	A 26	14,835
A 27	19,806	A 28	14,111
A 29	19,004	A 30	16,830
A 31	82,647	A 32	79,390
A 33	16,966	A 34	78,980
A 35	13,962	A 36	75,452
A 37	15,955	A 38	79,176
A 39	10,132	A 40	71,096
A 41	97,800	A 42	82,525
A 43	15,433	A 44	83,308
A 45	72,199	A 46	24,745
A 47	19,391	A 48	114,516
A 49	75,048	A 50	19,211
A 51	17,656	A 52	81,084
A 53	16,037	A 54	17,027
A 55	17,859	A 56	15,616
A 57	75,480	A 58	13,823
A 59	31,057	A 60	27,811
A 61	78,024	A 62	17,545

別表 2

氏 名	金 額	氏 名	金 額
A 3	4,162円	A 10	8,935円
A 7	216	A 32	9,233
A 11	3,290	A 34	9,654
A 31	9,999	A 36	10,072
A 41	12,568	A 38	10,274
A 45	9,418	A 40	9,657
A 49	9,818	A 42	9,796
A 57	9,708	A 44	8,309
A 59	9,485	A 48	9,832
A 61	9,643	A 52	9,310
A 2	9,805	A 58	444
A 4	10,324	A 60	10,810
A 8	10,792		

別表 3

氏 名	日 数	氏 名	日 数
A 44	11日	A 31	8日
A 3	10	A 7	5
A 48	13	A 42	10
A 8	16	A 38	11
A 49	8	A 34	9
A 36	7	A 40	7
A 2	7	A 57	9
A 32	7	A 59	8
A 52	14	A 60	14
A 45	10	A 10	14
A 61	7	A 4	14

## 理 由

## 第 1 認定した事実

## 1 当事者

(1) 申立人総評全国金属労働組合富山地方本部（以下「地本」という。）は総評全国金属労働組合（以下「全金本部」という。）に所属し、富山県内の金属関連産業に働く労働者の個人加入により昭和36年5月28日結成された単一組織の労働組合で、企業ごとに支部を設け、本件申立当時の組織状況は14支部、総組合員数約2,200名である。

本件発生の中外電気工業富山工場支部（以下「支部」という。なお、「地本」と「支部」とを包括して組合という。）は、昭和47年7月24日中外電気工業株式会社富山工場（以下「富山工場」という。）の従業員85名で結成され、本件申立時の支部組合員数は62名（男子6名、女子56名）である。

(2) 被申立人中外電気工業株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、東京都中央区）に本社を置き、富山、神奈川に工場を、東京に研究所を各々置いて、主として電気器具の接点の製造販売を業とする会社であり、その従業員は約300名である。

本件の発生した富山工場は、富山県西礪波郡福光町坂本にあり、その従業員は約100名である。

## 2 労使関係

(1) 支部結成時から昭和49年5月末までの状況

ア 昭和38年7月、会社は、福光町工場誘致条例に基づき、富山工場を設置した。

イ 昭和40年2月3日、中外電気工業労働組合が結成され、富山地方同盟に加盟していたが、2年余りで脱退した。この組合は、その後積極的な組合活動はなかった。

ウ 昭和47年7月24日、中外電気工業労働組合の再建大会において役員改選が行われ、男子17名、女子68名が地本に加入した結果、支部が結成された。

翌25日、支部は、当時の工場長B 1に中外電気工業労働組合の組合員が地本に加入し、支部を結成した旨通知した。

昭和48年6月2日、富山工場において支部臨時大会が開催され、地本脱退につき投票がなされた結果、出席支部組合員約110名中、賛成約85名、反対約25名で脱退決議が採択された。

オ 同日、終業後、富山工場内の支部組合事務所において、地本役員、支部執行委員及び福光地区労役員による三者合同会議が開催され、支部執行委員は、地本役員及び福光地区労役員の説得により、地本脱退については当分の間留保し、6月4日に支部臨時大会を開いて付議することになった。

カ 6月4日、富山工場において支部臨時大会が開かれ、その結果、上記6月2日の三者合同会議の方針どおり承認された。

キ 6月11日、組合は、全金本部を含めた三者連名による昭和48年夏季一時金要求書を当時のB2富山工場長（以下「B2工場長」という。）に提出した。

その際、B2工場長は、支部が地本を脱退したと聞いているから、三者連名の夏季一時金要求書は受け取れないとして、受領を拒否した。

ク 6月12日、富山工場へ地本のA63執行委員長、A64書記長及びA65書記次長が訪問して、B2工場長と夏季一時金要求書不受理について団交を行った。席上、B2工場長は、支部が地本に加入していることがはっきりすれば、三者連名の夏季一時金要求書を受け取る旨話した。

同日、終業後、地本脱退決議留保について支部臨時大会が開かれ、投票の結果、地本加入賛成64名、脱退賛成10名、白紙1名で、地本脱退決議が破棄された。その際、支部執行委員長C1は、組織に迷惑をかけたとして、辞任したので、役員改選が行われ、A44が支部執行委員長に選出された。

ケ 同日の支部臨時大会以降、主任以下の男子職制約20名と女子約10名が地本から脱退した。

9月14日、上記脱退者が富山工場において、中外電工富山工場労働組合（以下「第二組合」という。）を結成し、執行委員長にC1が選出された。

コ 6月29日、地本は、富山県地方労働委員会に対し、会社を被申立人とし、組合に対する会社職制による支配介入及び支部と第二組合間の差別を不当労働行為として、救済申立てを行った（富地労昭和48年（不）第5号事件）。

昭和49年10月1日、同委員会は、上記事件について申立てを認め、救済命令を発

した。

10月14日、会社は、上記救済命令に対し、中央労働委員会へ再審査申立てを行った（中労委昭和49年（不再）第47号事件）。

昭和51年12月15日、同委員会は、初審命令中の一部（支部組合員A25に対し就業規則の暗記を命じた支配介入行為）を取り消したが、おおむね初審命令を認め、会社側の再審査申立てを棄却した。

会社は上記棄却命令を不服として、東京地方裁判所に対し、取消しの訴を提起し、現在係属中である。

サ 昭和48年12月、全金本部らは、東京都地方労働委員会に対し、会社を被申立人とし、団交拒否などを不当労働行為として救済申立てを行ったが（都労委昭和48年不第101号事件）、昭和49年5月、和解が成立した。

シ 昭和49年5月8日、組合は、昭和48年年末一時金並びに昭和49年度賃上げについて、富山県地方労働委員会に対し、あっせんを申請したが、不調に終り、8月22日、組合は、富山地方裁判所礪波支部に対し、昭和48年年末一時金支払仮処分を申請し（同支部昭和49年（ヨ）第12号事件）、一応の合意に達した。

## (2) 昭和49年6月以降の状況

ア 全金本部及び組合は、東京都地方労働委員会に対し、会社を被申立人とし、

(7) 昭和49年7月11日、支部組合員の配置転換をめぐり、会社が対象者の個別呼出しを行ったことを支配介入として、救済申立てを行った（都労委昭和49年不第75号事件）。

(イ) 10月8日、会社が支部組合及び組合員の富山工場食堂使用を拒否したことを支配介入として、救済申立てを行った（都労委昭和49年不第94号事件）。

(ウ) 10月22日、会社が団交拒否を行ったとして、救済申立てを行った（都労委昭和49年不第98号事件）。

昭和50年6月30日、同委員会は、上記(7)、(イ)、(ウ)の事件を併合審査し、おおむね申立てを認めて救済命令を発した。

- 昭和50年7月12日、会社は、上記救済命令に対し中央労働委員会へ再審査申立てを行ったが（中労委昭和50年（不再）第50号事件）、昭和51年1月7日、再審査申立てを取り下げ、東京都地方労働委員会の初審命令を履行した。
- イ 昭和49年7月17日、会社は、支部組合員21名の配置転換を発令した。21名中、3名は8月上旬から中旬にかけて配置転換に応じたが、残り18名は支部の指導により、昭和50年1月24日まで配置転換に応じなかった（ただし、内1名は途中で停年退職をしている。）。
- ウ 昭和49年8月19日、上記配置転換命令を拒否した18名は、東京地方裁判所に対し、会社を被申請人として、配置転換命令効力停止仮処分命令を申請し、10月には申請の趣旨を追加しているが、現在係属中である（同裁判所昭和49年（ヨ）第2355号事件）。
- エ 昭和49年10月2日、会社は、支部組合員5名の配置転換を発令した。5名は、支部の指導により、昭和50年1月24日まで配置転換に応じなかった。
- オ 昭和50年1月24日、組合は、上記仮処分申請事件の係属した同裁判所民事第19部裁判官の勧告により、上記配置転換を拒否していた合計22名の対象者を、翌25日付けで会社提案の配置転換先へ就労させることとした。
- カ 昭和50年3月、支部組合員A3は会社を債務者として、城端簡易裁判所に対し、未払賃金116,194円などの支払いを求め、支払命令の発布を申し立て（同裁判所昭和50年（ロ）第1号事件）、4月2日、会社は送達された支払命令に対し異議を申し立てたので、賃金請求訴訟事件として同裁判所に係属したが（同裁判所昭和50年（ハ）第1号事件）、昭和50年6月富山地方裁判所高岡支部に移送となり（同支部昭和50年（ワ）第51号事件）、同裁判所に係属中の昭和51年2月、原告A3は訴を取り下げた。
- キ 昭和50年4月、支部は、東京地方裁判所に対し会社を被申請人として、労働協約義務履行仮処分命令を申請し、現在係属中である（同裁判所昭和50年（ヨ）第2272号事件）。

ク 昭和50年5月27日、会社は、支部組合員に対し、昭和49年年末一時金を支払った。

ケ 昭和50年7月、支部組合と支部組合員計70名は、東京地方裁判所に対し、会社を被告として、損害賠償等請求の訴を提起し、現在係属中である（同裁判所昭和50年（ワ）第5628号事件）。

コ 昭和50年12月29日、会社は、支部組合員に対し、昭和50年夏季一時金・年末一時金などを支払った。

### 3 配置転換をめぐる紛争について

(1) 昭和48年4月30日、会社と組合とは、下記の人事協定（以下「人事協定」という。）を締結した。

一 今後、従業員（組合員を含む）の人事問題（配転、職場・職種の変更、解雇、昇格など）については、事前に組合と合議し、かつ当人の了解を得て行なう。

二 今後、会社は生産計画の変更及び、これにもとづく生産施設の移動、縮少、新設などについては、事前に組合と協議の上行なう。

三 （省略）

(2) 昭和49年6月21日、会社は、経済不況などに起因する受注減による余剰人員を吸収することを企図して、支部組合・第二組合との合同労使協議会を開催し、近く配置転換（以下「配転」という。）を実施することを発表した。

(3) 6月26日、会社は、支部との労使協議会において配転計画を発表し、B3 労務部長（以下「B3 部長」という。）は、席上「この配転は、非常に急を要するので、最後には人事権を用いて7月1日に実施したい。」「5分でも10分でも両者が会えば協定書にいう合議にあたる。」と発言したため、支部は、同日、配転の基本的な問題や協定書の引用について質すため、団体交渉を申し入れた。

(4) 会社は、6月28日、29日の両日、支部に労使協議会を開きたい旨申し入れたが、支部は、団体交渉を開くことに固執してこれに応じなかった。

(5) ところが、労使協議会も団体交渉も開かれぬまま、会社は、6月29日以後支部組

合員の配転対象者全員に対して個々に「呼び出し状」を手渡し、会議室への出頭を命じた。しかし、配転対象者は、支部の指示によりこれに従わなかった。

(6) 会社は、7月1日の配転実施を一応保留し、7月4日、5日、6日と重ねて労使協議会の開催を申し入れたが、支部は、団体交渉の開催が前提であるとして、これに応じなかった。

(7) 7月5日、会社は、6月26日提案とは若干異なった配転内容と7月8日より配転を実施するとの掲示を行った。

支部組合員21名の配転計画の内容は、次のとおりである。

氏名	旧職場	新職場
A34	第二製造課溶接係バーナー班	第二製造課圧延プレス係ロー付プレス班
A38	〃	〃
A40	第二製造課溶接係スポット班	〃
A57	第二製造課溶接係工程進捗班	〃
A61	第二製造課溶接係P2班	第一製造課圧延プレス係ロー付プレス班
A8	〃	〃
A31	第三製造課工程進捗班	第二製造課台金製造係プレス・マルチ班
A41	第三製造課P3係二班	第二製造課機械加工係機械加工班
A36	第二製造課溶接係バーナー班	〃
A45	第三製造課P3係二班	〃
A32	第一製造課素材係素材班	〃
A11	製造技術課品質管理係検査班	第二製造課機械加工係機械加工班
A2	第二製造課溶接係P2班	第一製造課圧延プレス係伸線班
A49	第三製造課治工具係接点型班	第一製造課リベット製造係BT2班
A42	第一製造課工程進捗班	第一製造課SBT係SBT班
A7	製造技術課公害係技術班	第一製造課品質管理係検査班
A52	第一製造課圧延プレス係プレス班	第二製造課機械製造係機械製造班
A66	業務課納品係計量班	第二製造課台金製造係プレス班

A67	第二製造課溶接係 P 2 班	”
A68	第三製造課 P 3 係二班	第二製造課機械製造係 機械製造班
A69	業務課納品係計量班	第二製造課機械加工係 機械加工班

(8) 7月6日、会社は、配転対象者に対し、重ねて「呼び出し状」を手渡すとともに、「今回の配置転換に異議や個人的要望などがないか聞くために呼び出すが、現段階では、人事は会社とあなたの問題であり、組合の指示などのためにこれに従わないのは、業務命令に違反するものであり、会社の従業員であるから間違っていると指導する。」という趣旨の文書を渡した。

(9) 7月8日、今回の配転計画に関して最初の団体交渉が開かれ、B2工場長から、協定書の趣旨にそって今回の配転を行いたい旨の発言あがり、支部は、翌9日からの労使協議会に応じた。

(10) 7月9日、会社は、支部との労使協議会において、前記配転計画の内容について提案し、説明した。

支部は、会社の配転計画を持ち帰り、同日の職場集会で、更に翌10日の全員集会和職場集会で討議した結果、会社の配転計画は基本的に了承するが、①個々の人選については問題があるので、引続き支部と会社の間で協議をすすめること、②今後の協議が人事協定にのっとなって行われるようにするため、その具体的ルールについて会社との間に上記協定の精神を盛り込んだ「確認書」を取り交わすこと、などを決定した。

(11) 7月11日、支部は、会社との労使協議会において確認書の原案を提示し、会社に調印を求めた。その原案の内容は、下記のとおりである。(原文のまま)

一 今回の移動に対して全金組合の移動対象者を現在(23名)対象に上っている人員だけとする。

一 移動対象者23名全員の配置が決った後、新人事を実施する。

一 今回の移動に対して個人的に問題のある部分については、労・使協定に添って早急に協議を進める。

一 協議するについては、あくまで個人の意志を尊重し、個人的事情を充分考慮す

る。

- 一 協議の方法については、当人と会社・組合の各々代表が出席する。
- 一 移動後、個人的に問題が生じた場合は、直ちに労使が協議し措置にあたる。
- 一 今後人事移動実施については、少なくとも実施の一月以上前に、組合に提起し、協議する。

以 上

会社は、席上、大筋においては賛成であるが、なお検討のうえ、翌日の労使協議会までに返答する旨答えたが、同日午後の支部組合・第二組合との合同労使協議会で「今次配転に関して異議のある者は個人的に明日までに会社に申し出てもらい、会社は、その者と個別に話合いを進めたい。」と説明した。

- (12) 7月12日、会社が、支部との労使協議会において上記確認書への調印を拒否したため、同月19日、組合は、富山県地方労働委員会に対し、あっせんを申請したが、不調に終わった。

その後、7月23日、24日、25日と団体交渉が行われたが、会社は、「組合員がまず新しい職場に移らなければ具体的な話には入らない。」と言明し、交渉は行き詰まった。

- (13) 7月17日、会社は、前記21名の配転を発令した。配転対象者21名中、A67は昭和49年8月8日に、A68は同年8月10日に、A69は同年8月15日にそれぞれ配転に応じたが、残余18名中、A66は、同年9月30日の停年退職まで、その他17名は、支部の指導により了解しないで、昭和50年1月24日まで配転を拒否した。

- (14) 9月26日、全金本部、地本、支部は連名で、会社に対し、①会社の一方的配転と賃金カット、職制による暴力行為について、②配転問題についての労使協議会についてなど8項目につき、「抗議並びに要求及び団体交渉申入書」を提出し、10月3日午後1時から東京において、団体交渉に応じるよう求めた。

これに対し、会社は、9月30日富山工場長名で支部に対し、「単なる抗議のための団交は内容のない団交となりますので受けかねます。またこれらの問題については、

関係官庁との間で解決を求めるべく折衝しておりますので、その処置により改めて団交を受ける事も考慮すべく考えております。」と回答した。

- (15) 昭和49年10月2日、会社は、支部組合員5名の配転を発令した。その内容は、支部組合員 A 59、A 4、A 70、A 10、A 60を第二製造課溶接係 P 2班から第一製造課圧延プレス係ロー付プレス班に移動するものである。

上記5名は、支部の指導により了解しないで、昭和50年1月24日まで配転を拒否した。

- (16) 昭和50年1月24日、組合は、会社に対して、下記22名の支部組合員を翌25日から会社提案の配転先に就労させると通知した。

ア 昭和49年7月17日発令の配転対象者

A 4 1、A 3 6、A 8、A 2、A 4 9、A 3 2、A 5 2、  
A 4 5、A 6 1、A 3 1、A 7、A 4 2、A 1 1、A 3 8、  
A 3 4、A 4 0、A 5 7

イ 昭和49年10月2日発令の配転対象者

A 5 9、A 4、A 7 0、A 1 0、A 6 0

- (17) 会社の配転対象者などに対する取扱い

ア 昭和49年7月17日に配転命令を受けた配転対象者は、会社の新職場に移るようにという説得にかかわらず、旧職場で従前の作業に従前しようとした。しかし、会社職制により、実力をもって旧職場から排除され、9月頃からは、廊下、出入口など作業位置以外で作業指示を求めて待機し、この状態を11月頃まで続けたが、会社職制による排除行為があつて、連日紛争を生じていた。その後、昭和50年1月24日まで組合事務所などで待機した。

イ 昭和49年10月2日に配転命令を受けた配転対象者は、会社の10月3日から新職場へ移るようにとの説得にかかわらず、旧職場で従前の作業に従事しようとした。しかし、会社職制により、実力をもって旧職場から排除され、廊下、出入口など作業位置以外で作業指示を求めて待機し、この状態を11月頃まで続けたが、会社職制に

よる排除行為があつて、連日紛争を生じていた。その後、昭和50年1月24日まで組合事務所などで待機した。

ウ 会社職制、第二組合員は、次のような言動をなした。

- (ア) 昭和49年7月18日、第二組合に所属するC2班長は、支部組合員A42が執行委員会に出席する際に、「紙赤（組合用務届）を書いていけよ……お前ら赤やから赤紙という……」などと発言した。
- (イ) 7月24日、第二組合員であるC3主任が夜間、支部組合員A30の自宅を訪問し、第二組合への加入を勧誘した。
- (ウ) 8月5日の朝礼において、B2工場長は、「配転については、全金労の人達は、自分達の主張が他の組合とかけ離れているため自暴自棄になっている。」と発言した。
- (エ) 8月23日、組合は、「ドレイ工場、暴力職制の責任を追求する」という文書を配布したが、同月28日、会社は、「従業員御家族御一同様」と題する文書を従業員の自宅に郵送した。その内容は次のとおりである。

「（配転の経過について説明した後）これ以上移動の拒否が続けば得意先の注文は激減し、工場の閉鎖につながることも考えられます。従業員全体の平和と幸福を考慮し、会社の業務命令に従っていただけない従業員は、職場を去って頂く様、強力に説得してきました。このように指示された作業をせず、真面目に作業している人達の作業妨害ともなる作業場での座り込みは、安全の問題からいっても許すことができず、職場の秩序維持のため止むなく非協力者を排除するという事態あがりますが、一部に宣伝されております職制の暴力などはありません。又この全金労組員は、昨年11月より会社における朝礼には一回も出席せず、業務指示など一切会社側のことは受けないとの態度であり、その上業務指示をする主任、課長、部長などに対し、反抗は勿論、各家族への攻撃、ビラまきなど目に余る行為がなされています。会社といたしましては、この様な業務指示に従わない従業員の賃金カットをはじめ、全員にマイク放送などを通じ、毎日のように注意

や指導を行っていますが、一向に反省されません。このような実態では、最悪の事態もおこることと考えられます。尚会社と致しましては、事態の収拾に最善の努力はいたしますが、生産工場としての機能を失うが如き状態は、当然会社の望むところではありません。生産維持、秩序回復のため、会社が現況にありますことを皆様に知っていただけますようお願い申し上げます。」

(オ) 8月29日、組合は、また「ドレイ工場、暴力職制の責任を追求する」という文書を配布したが、9月10日、会社は、「地域社会の皆様へ」と題する文書を、富山工場へ出入している業者、従業員の家族などに配布した。その内容は、おおよそ次のとおりである。

「一部の従業員は、組合の名において、昨年夏以来の不服従運動を続け、会社のルールを守らず、無理な要求を通そうとして業務命令に従わず、最も卑劣な山猫ストを繰り返しています。当社には、東京、神奈川を含め3つの工場と4つの組合があり、何故当工場の一部組合のみが権利闘争と称して、秩序破壊を致すのでしょうか、一部扇動者による平和破壊が目的なのだと考えざるを得ないものがあります。組合が事毎に針小棒大に地域社会に宣伝し、真実を御存知ない地域の皆様の驚きの様子をにんまりと、うす笑いしている組合幹部、特に当社従業員でない部外者グループの姿をお察し下さい。地域の皆様、そして当社従業員の家族の皆様、何とぞ真面目に働く人たちのために御支援下さい。」

エ 会社は、昭和49年7月17日及び10月2日発令の配転対象者に対し、次のとおり、不就労として欠勤などの扱いにした。

期 間	氏 名
昭和49. 8. 21 ～50. 1. 24	A34、A38、A40、 A57
49. 7. 25 ～50. 1. 24	A61、A8、A31、 A41、A36、A45、 A32、A11、A2、 A49、A42、A7、 A52
49. 10. 11 午後4時 ～50. 1. 24	A60、A10、A59、 A4、A70
49. 7. 25 ～49. 9. 30	A66
49. 7. 25 ～49. 8. 7	A67
49. 7. 25 ～49. 8. 9	A68
49. 7. 25 ～49. 8. 14	A69

(18) 昭和51年1月31日、会社は、組合に対し、人事協定に関する労働協約を労働組合法第15条第3項に基づき解約する旨、内容証明郵便で予告した。

(19) 2月13日、組合は、会社に対し、団交申入れ書で上記予告の白紙撤回を求めた。

#### 4 組合用務について

(1) 昭和47年8月9日、会社と組合とは、昭和47年夏季一時金などについて妥結した際、「組合用務についての外出休業については、公休扱いとする。」旨の協定を締結した。

(2) その後、B3部長が着任した昭和48年9月までの間は、組合用務の範囲、許可要件などは比較的緩やかに運用され慣行化していた。

(3) 昭和48年9月頃、会社は、組合用務届の用紙を作成し、今後組合用務の届出は会社

の所定用紙を使用するよう支部に通告した。

会社の作成した組合用務届用紙は、許可要件として理由の記載と所属長の承認印を必要とする点において、従前の運用と若干異なったものである。

- (4) 当時、支部は、組合用務は届け出ることによって、会社が、これを認めるべきであると判断していたので、会社に対し、「会社の用紙は使用するが、その中の一部分の訂正、削除を行ってもらいたい。」旨申し入れ、最終的には会社もこのことを了解して実施した。

その後、支部は、組合用務の届出をする際、会社の所定用紙を使用したり、支部で作成した用紙を使用したりした。理由についても、組合用務であることが判明する程度の一般的な記載で済ませ、用務の所要時間も支部の自主的な判断にゆだねられ、また、所属長の承認印についても、所属長に提出することで足り、支部が承認印の確認をすることはなかった。

- (5) 昭和49年8月、B3部長は、会社に提出されていた組合用務届約45枚を支部に返却し、「一切の届出用紙（年次有給休暇届、生理休暇届、遅刻・外出・早退届等）がルールどおりになっていなければ受理しない。」旨通告した。

- (6) 会社は、昭和49年8月30日から昭和50年3月28日までの間、支部から提出された下記（編注、次頁）組合用務届が、会社の所定用紙を使用せず、所定の手続を経由していないものであるから受理しないとして、無断職場離脱などと認定し、無断欠勤などとして扱った。

年 月 日	組合用務の時間	組合員名
昭和49. 8. 30	10:40~17:10	A52
8. 31	8:40~17:10	A44
9. 2	8:40~17:10	A44、A48
9. 3	8:40~17:10	A44、A48
9. 4	8:40~17:10	A44、A48、 A3、A27
9. 5	8:40~17:10	A44、A48、 A3、A27
9. 6	8:40~17:10	A44、A48、 A3、A18、 A49
9. 7	8:40~17:10	A44、A48、 A3
9. 9	8:40~17:10	A44、A48、 A3
9. 10	8:40~17:10	A44、A48、 A3
9. 11	8:40~12:00	A44
	13:00~17:10	A44、A3
9. 12	8:40~17:10	A44、A3、 A18
9. 13	8:40~17:10	A44、A48、 A3
50. 2. 13	8:30~17:30	A44
2. 17	8:30~17:30	A44
2. 18	8:30~17:30	A44
3. 28	8:30~17:30	A44

(7) 昭和50年1月30日、支部は、礪波労働基準監督署長に対し、労働条件の権利救済を申告した。2月14日、同署長は、B2工場長に対し、「出勤、欠勤、公休等日常の職務上の諸手続について、従来から、しばしば労使間に争いがみられるが、これらの諸取扱いが明確さを欠く点も、あ労使十分協議の上、早急に解決を図ること。」と勧告した。

## 5 ストライキについて

### (1) 指名ストライキ

ア 支部は、昭和49年9月13日から昭和50年3月27日までの間、会社に通告書を提出して、次のとおり指名ストライキを実施した。（編注、18頁～24頁各表）

年月日	時 間	組合員名
昭和49. 9. 13	16:30～17:30	A42
9. 14	9:15～17:30	A44
9. 17	9:10～17:30	A44、A48
9. 18	8:45～17:30	A44、A48
9. 19	8:30～17:30	A44、A48
9. 20	8:30～17:30	A44、A48
9. 21	8:30～17:30	A44
	9:00～17:30	A48
9. 24	8:30～17:30	A3、A46、 A38、A49、 A18、A42、 A57、A8、 A52
	8:50～17:30	A44、A48
9. 25	9:10～17:30	A44、A48

9. 26	9 : 05 ~ 17 : 30	A44、A48
9. 27	8 : 40 ~ 17 : 30	A44、A48
9. 28	9 : 05 ~ 17 : 30	A44、A3、 A48
9. 30	8 : 50 ~ 17 : 30	A44、A48
10. 1	8 : 30 ~ 17 : 30	A44
	8 : 55 ~ 17 : 30	A48
10. 2	8 : 45 ~ 17 : 30	A44、A48
10. 3	8 : 30 ~ 17 : 30	A48、A2、 A61
	8 : 40 ~ 17 : 30	A44
10. 4	8 : 30 ~ 17 : 30	A48、A2、 A61
	8 : 40 ~ 17 : 30	A44
	16 : 10 ~ 17 : 30	A38、A42、 A36、A49、 A8、A40、 A31、A45、 A41、A34、 A32
10. 5	8 : 30 ~ 17 : 30	A48、A2、 A61
	9 : 10 ~ 17 : 30	A44
10. 7	9 : 00 ~ 17 : 30	A44、A48
10. 8	9 : 00 ~ 17 : 30	A44、A48

10. 9	9 : 15 ~ 17 : 30	A48
10. 11	8 : 47 ~ 17 : 30	A48
	13 : 00 ~ 17 : 30	A44
10. 12	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
	13 : 00 ~ 17 : 30	A44、A3、 A46、A18、 A42、A52、 A2、A36、 A57、A49、 A32、A61、 A27、A29、 A25、A4
10. 14	9 : 47 ~ 17 : 30	A48
	11 : 00 ~ 17 : 30	A44
10. 15	8 : 58 ~ 17 : 30	A48
10. 16	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A42、 A32
	9 : 34 ~ 17 : 30	A48
	13 : 00 ~ 17 : 30	A3
10. 17	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A42、 A32
	9 : 25 ~ 17 : 30	A48
	14 : 40 ~ 17 : 30	A38、A52
10. 18	8 : 45 ~ 17 : 30	A48
	11 : 30 ~ 17 : 30	A44

10. 19	8 : 46 ~ 17 : 30	A48
10. 21	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A34、 A57
	8 : 45 ~ 17 : 30	A48
10. 23	8 : 50 ~ 17 : 30	A48
10. 24	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A48
10. 25	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A48
10. 26	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
10. 28	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
	8 : 30 ~ 12 : 00	A5
	13 : 00 ~ 17 : 30	A44
10. 29	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
	16 : 00 ~ 17 : 30	A8、A2、 A34
10. 31	8 : 30 ~ 17 : 30	A44
	13 : 00 ~ 17 : 30	A49、A10、 A42、A40
11. 1	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 2	9 : 14 ~ 17 : 30	A48
11. 6	8 : 45 ~ 17 : 30	A48
11. 7	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 8	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A48
11. 9	8 : 30 ~ 17 : 30	A44
	9 : 03 ~ 17 : 30	A48
11. 11	8 : 30 ~ 17 : 30	A48

11. 12	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
	13 : 00 ~ 17 : 30	A44
11. 13	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 14	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 15	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
	8 : 30 ~ 10 : 00	A44
11. 16	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 18	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 19	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 20	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 21	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A48
11. 22	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A48
11. 25	8 : 30 ~ 17 : 30	A44
11. 26	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A48
11. 27	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 28	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A48
11. 29	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
11. 30	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
12. 2	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
12. 3	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
12. 4	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A48
12. 5	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
12. 6	8 : 30 ~ 17 : 30	A48
12. 7	8 : 30 ~ 17 : 30	A48

1 2 . 9	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44、 A48、 A36
1 2 . 1 0	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44、 A48、 A36
1 2 . 1 1	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44、 A48
	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	A 3
1 2 . 1 2	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44
	1 1 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	A 3
1 2 . 1 3	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44、 A 2、 A38、 A 8
1 2 . 1 4	9 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0	A44
1 2 . 1 6	9 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44
1 2 . 1 7	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44
1 2 . 1 8	9 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44
1 2 . 1 9	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44
1 2 . 2 0	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	A44
	1 4 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A60、 A40
1 2 . 2 1	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	A10
1 2 . 2 3	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	A44
1 2 . 2 4	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0	A44
1 2 . 2 5	1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0	A44
1 2 . 2 7	1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0	A 3

50. 1. 10	8 : 30 ~ 12 : 00	A 2、A49、 A 4、A42、 A32、A 8、 A40、A38、 A52
1. 13	11 : 30 ~ 13 : 30	A 8、A60、 A57、A10、 A52、A45、 A36、A42、 A11、A 3、 A 2、A61
1. 14	8 : 30 ~ 17 : 30	A44
	16 : 10 ~ 17 : 30	A38、A 8、 A10、A61
1. 16	13 : 00 ~ 15 : 30	A44
1. 17	8 : 30 ~ 17 : 30	A41、A 4、 A42
1. 20	8 : 30 ~ 17 : 30	A44、A 3
1. 21	16 : 10 ~ 17 : 30	A 8、A52、 A45、A32
1. 22	11 : 50 ~ 12 : 00	A42、A61、 A34、A10、 A40
1. 25	8 : 30 ~ 17 : 30	A44
2. 27	8 : 30 ~ 17 : 30	A44
3. 27	13 : 00 ~ 17 : 30	A44

イ 昭和49年9月14日、B2工場長は、支部に対し、「支部の9月13日付け指名スト  
通告は、

(ア) ストの事由が不明確である。

(イ) 組合用務の本質は何か。

(ウ) 一方的通告によって人事権の問題を云々することは労働協約の本質に反する。  
と思慮するので、指名スト通告を受理しない。この問題は、団体交渉または労使協  
議会にかける必要がある。」旨通告した。

ウ 9月17日、B2工場長は、支部に対し、「組合用務を指名ストに変えることは理  
解できないので返却する。このまま放置するなら無届欠勤か、組合用務扱いにす  
る。異存があるなら労使協議会にかけてもよい。」旨通告し、以後、会社は、指名  
スト通告を受理しなかった。

エ 11月19日、B2工場長は、支部に対し、「会社社長宛文書は、従来、当工場より  
本社へ速達郵便で送付していたが、特別に急を要する場合は勿論のこと、返答を必  
要とする文書は、一切、組合より本社へ直送されたい。」旨申し入れ、以後、会社  
は、スト通告書など一切の社長宛文書を富山工場で受理しなかった。

オ 会社は、前記アのスト通告書による支部の指名ストライキを無断欠勤などとして  
扱った。

(2) 全員ストライキ

ア 支部は、昭和49年1月16日から8月24日までの間、会社に通告書を提出して、次のとおり全員ストライキを実施した。

年月日	時 間	主な目的
昭和49. 1. 16	8:30～17:30	48年度一時金要求
3. 29	8:30～17:30	48年度一時金・74春闘賃上げ要求
5. 25	8:40～17:30	〃
6. 25	11:00～17:30	48年末一時金・74春闘賃上げ及び74年夏季一時金要求
7. 22	8:30～17:30	〃
8. 20	8:30～17:30	配転強行阻止並びに職制による暴力抗議
8. 24	9:00～9:30	〃

イ 会社は、上記の通告書を受領したが、宛名が富山工場長でなく社長になっているので、適式な通告書と認めず、無断欠勤などとして扱った。

6 朝礼の状況について

- (1) 会社は、昭和48年11月15日から職場規律を確立する必要があるとして、従来毎週1回10分程度行っていた朝礼を毎日のように、40分ないし1時間にわたって従業員を起立させたまま行った。
- (2) 上記朝礼において、B3部長は、「職場規律を守るため30名のガードマンを導入し、状況に応じて更に30名ふやすこと及び富山工場の閉鎖を行うことは簡単である。」などと発言した。

更に、就業規則で入社時に提出を義務づけている労働誓約書（内容は、会社の諸規定の遵守、社風を重んじ会社の体面を保つなどを誓約するものである。）が、当時過

半数の従業員から提出されていなかったことについて、労働誓約書の提出を求め、「労働誓約書を提出しない者の処分を行う。」、「従業員各人を知る必要があるので個人面接形式による身上調査を徹底的に実施する。」、また、ストライキについて、「秋雨の降る肌寒い秋風の吹く中でのストをしなければならぬのか、全金の皆さんの心が知れません……こういう姿は良きおかあさん、立派な子をもつ母親の姿でない。母の資格はどこにもない。みにくいはずかしいことだ。」、「みなさんは1時間40分もストで立っていたのだから、朝礼は毎朝ひらきます。半日あるいはそれ以上かかることもあります。」旨述べた。

- (3) 交部組合員は、11月26日から支部の指導により、朝礼におけるB3部長の話の内容に抗議して、朝礼出席を拒否し、各自の職場で就労し、又は待機した。この状況は、昭和49年9月13日まで続いた。
- (4) 昭和48年11月26日から28日までの朝礼は、10分ないし20分程度で終わっている。
- (5) 会社は、昭和48年11月26日から昭和49年9月13日までの支部組合員による朝礼不参加を遅刻扱いにした。

## 7 A3の不就労扱いについて

- (1) A3（以下「A3」という。）は、昭和42年3月、富山大学工学部金属工学科を卒業し、会社へ入社した。昭和44年4月に本社東京工場から富山工場に転勤となった後、昭和47年7月に支部組合員となり、昭和48年9月に支部副執行委員長に選出された。
- (2) A3は、昭和47年7月に富山工場電解公害班勤務となり、昭和48年2月に班長となって、排水処理作業を担当していた。
- (3) A3は、排水処理作業員として勤務成績はよくなかった。会社は、昭和49年7月の時点において、A3を他の適職に配置したかったが、支部組合員であるので、組合との合議と同人の了解を必要とした。

会社は、昭和49年7月当時、組合と配転問題をめぐって紛争を惹起していたので、組合との合議をさけて、A3の任意希望による配転が達成されることを望んだ。

(4) 昭和49年7月9日、B3部長は、A3に対し、本日午前10時から30分間、会議室において、人事について話をしたい旨呼出しを行った。A3は、この呼出しの課題が「人事に就て」となっていたので、配転問題に関係あがり、当然組合に先議すべきであるにもかかわらず、会社が組合に先議した気配がなかったので、呼出しを拒否した。

(5) B3部長は、昭和49年8月14日、21日、29日、30日、31日、9月11日に、それぞれ、A3に対し、「B3労務部長、B4課長との対話指示に従わないと賃金を払わない。」旨の通告書（戒告書）を交付したが、A3は、会社の手続が間違っていると考え、指示に応ぜず、自己の職場で就労した。

(6) 昭和49年9月25日頃から、会社職制は、A3がその職場で就労するのを妨害し、B3部長と対話するよう説得した。

12月28日、会社は、その職場に金網の柵をつくり、A3が就労のため職場に入ることができないようにした。

(7) 昭和50年1月20日、A3は、会社の長期間にわたる賃金不払いにより、生活が困窮したので、対話指示の業務命令に応じたところ、B4課長から第一工場への職種変更を命ぜられ、これに応諾した。

(8) 会社は、昭和49年8月14日から昭和50年1月21日までの間、A3の就労を業務命令違反などとして、未就労すなわち、欠勤などとして扱った。

#### 8 昭和49年年末一時金の勤怠控除について

(1) 会社と支部は、昭和49年年末一時金について交渉した結果、先に会社と他組合との間で成立した昭和50年1月9日付け協定と同様の内容で合意したが、その要旨は次のとおりである。

1 支給対象金額は、1人平均基本給の2カ月分とする。

1 配分は、49年夏季一時金と同様全中外平均基本給2カ月分の20%、金額32,600円を一律配分とし、残高を給料スライド80%、考課20%の配分とする。

1 欠勤控除は、1日につき150分の1（無断欠勤は1日につき150分の2）を差引

く。又遅刻、早退は3回を以って1日の欠勤とみなす。

なお、これによる余剰金は還元しない。

1 査定期間は、昭和49年5月21日から同年11月20日までとする。

(2) 昭和50年5月27日、会社は、上記合意に基づき、昭和49年年末一時金を支部組合員に支給したが、その際の勤怠控除率及び勤怠控除額は、表1のとおりである。

表1 昭和49年年末一時金にかかわる会社の勤怠控除状況

番号	組合員名	勤怠控除率	勤怠控除額
1	A1	150分の22	19,757円
2	A3	〃 49	50,821
3	A5	〃 21	19,712
4	A7	〃 87	75,478
5	A9	〃 36	34,341
6	A11	〃 122	114,058
7	A13	〃 25	23,086
8	A15	〃 39	31,689
9	A17	〃 31	28,402
10	A19	〃 22	19,715
11	A21	〃 36	32,147
12	A23	〃 23	21,130
13	A25	〃 27	23,424
14	A27	〃 25	20,632
15	A29	〃 36	36,009
16	A31	〃 91	82,647
17	A33	〃 22	19,645
18	A35	〃 35	30,542
19	A37	〃 22	18,474
20	A39	〃 51	43,062
21	A41	〃 82	97,800
22	A43	〃 33	28,294
23	A45	〃 88	72,199
24	A47	〃 24	23,269
25	A49	〃 86	75,048
26	A51	〃 33	29,132

2 7	A53	1 5 0 分 の 2 5	2 2 , 2 7 4 円
2 8	A55	” 2 5	2 2 , 3 2 4
2 9	A57	” 9 2	8 1 , 6 9 6
3 0	A59	” 3 9	3 1 , 0 5 7
3 1	A61	” 9 1	7 8 , 0 2 4
3 2	A 2	” 9 4	8 2 , 0 2 9
3 3	A 4	” 3 0	2 8 , 6 1 8
3 4	A 6	” 3 7	3 4 , 5 4 3
3 5	A 8	” 8 5	7 6 , 3 3 4
3 6	A10	” 3 7	3 1 , 7 8 4
3 7	A12	” 3 4	2 9 , 6 7 0
3 8	A14	” 2 5	2 5 , 4 1 4
3 9	A16	” 2 4	2 3 , 6 5 3
4 0	A18	” 4 0	3 5 , 9 2 2
4 1	A20	” 5 1	4 3 , 7 2 8
4 2	A22	” 3 8	3 3 , 5 4 6
4 3	A24	” 2 2	1 9 , 1 9 8
4 4	A26	” 4 2	3 6 , 6 5 1
4 5	A28	” 3 7	3 0 , 7 1 3
4 6	A30	” 2 2	1 9 , 4 8 7
4 7	A32	” 9 8	8 2 , 7 6 8
4 8	A34	” 8 7	7 9 , 8 9 8
4 9	A36	” 8 8	7 5 , 4 5 2
5 0	A38	” 8 5	8 1 , 0 8 4
5 1	A40	” 8 3	7 2 , 8 5 1
5 2	A42	” 9 0	8 2 , 5 2 5
5 3	A44	” 9 8	1 0 4 , 6 6 9
5 4	A46	” 2 5	2 5 , 7 7 6
5 5	A48	” 1 1 9	1 4 3 , 4 4 7
5 6	A50	” 2 1	2 1 , 2 3 3
5 7	A52	” 8 7	8 2 , 9 9 2
5 8	A54	” 2 5	2 2 , 4 0 4
5 9	A56	” 2 1	1 8 , 2 1 9
6 0	A58	” 4 9	4 5 , 1 5 6
6 1	A60	” 2 9	2 7 , 8 1 1
6 2	A62	” 2 8	2 5 , 8 5 6

(3) 会社は、上記勤怠控除を行ったのは支部組合員に控除されるべき事由があったから  
 だとし、その事由別内訳及び同内訳に基づく控除率は、表2のとおりであるとした。

表2 昭和49年年末一時金にかかわる会社の勤怠控除事由等

番号	組合員名	勤 怠 控 除 事 由									控除率	
		A	B	C	D	E	F	G	H	計		
1	A 1	40	11			4		2		2	55	150分の22
2	A 3	13	10			30		12	51		86	〃 61
3	A 5	40	5			2		3		1	49	〃 18
4	A 7	12	9	4		84	2	2			25	〃 96
5	A 9	22	2			2	9			1	27	〃 20
6	A 11	3	2	2		34.5	4	50		2	11	〃 92
7	A 13	34	3			2		3		8	49	〃 21
8	A 15	33	8			4	15			3	19	〃 40
9	A 17	38	7			2	8			2	9	〃 28
10	A 19	41	10			4		4			55	〃 22
11	A 21	36	11			4	14			1	6	〃 36
12	A 23	39	10			4	1			4	1	〃 23
13	A 25	36	10			4	6			5		〃 27
14	A 27	35	14	1		8		1		1	52	〃 25
15	A 29	35	13			8		8		1	5	〃 34
16	A 31	9	10	3		80	6	4			4	〃 98
17	A 33	36	9			4	1			3	3	〃 22
18	A 35	37	7			2	17			3	4	〃 36
19	A 37	36	11			4	1			3	1	〃 22
20	A 39	25	5			2	31			6	18	〃 51
21	A 41	10	6	3		74	4	4				〃 88
22	A 43	35	11			4	10.5			1	8	〃 32
23	A 45	10	10	2		81.5	4	3				〃 95
24	A 47	37	11			4		4			2	〃 22
25	A 49	9	9	3		78.5	6	2			3	〃 94
26	A 51	39	10			4	8			5	3	〃 31
27	A 53	34	12			4	5			1	1	〃 25
28	A 55	37	11			6	2			3	1	〃 25

2 9	A 57	24	9	66	8	4	8	41	78	1 5 0 分の 9 1
3 0	A 59	38	9	1 29	10.5	5	3	56	39.5	" 5 8
3 1	A 61	11	10	3 75	14	1	24	90	" 9 8	
3 2	A 2	9	9	4 70	10	9	7	29	89	" 9 8
3 3	A 4	31	10	1 27	4	1	6	49	31	" 4 7
3 4	A 6	31	11		2	18	11	53	20	" 3 7
3 5	A 8	10	10	1 72	8	4.5	1	22	84.5	" 9 1
3 6	A 10	34	11	2 24.5	4	8	2	51	36.5	" 5 3
3 7	A 12	34	9		2	11	3	20	66	" 3 5
3 8	A 14	36	10		4	2	3	6	55	" 2 4
3 9	A 16	39	11		4	3	8	61	4	" 2 4
4 0	A 18	33	11		8	13	6	12	62	" 4 1
4 1	A 20	31	4		2	35	7	2	44	" 5 1
4 2	A 22	30	8		2	20	3	8	49	" 3 8
4 3	A 24	41	11		4	3	1	56	4	" 2 2
4 4	A 26	29	11		4	16	4	22	66	" 4 2
4 5	A 28	32	10		4	17	1	5	48	" 3 7
4 6	A 30	37	9		4	1	3	4	53	" 2 2
4 7	A 32	11	6	5 83	6	6	7	29	95	" 1 0 4
4 8	A 34	23	10		69	6	5	38	75	" 8 7
4 9	A 36	11	10	3 81.5	6	1	1	25	88.5	" 9 6
5 0	A 38	21	10		67.5	6	2	1	32	" 8 5
5 1	A 40	22	10		67.5	4	5	37	71.5	" 8 3
5 2	A 42	10	10	2 75	10	5	2	26	90	" 9 8
5 3	A 44	12	9		76	1	38	4	63	" 9 8
5 4	A 46	35	12		6	11	58	6	" 2 5	
5 5	A 48	16	9		96	1	13	22	1	" 1 1 6
5 6	A 50	36	10		4	1	3	49	5	" 2 1
5 7	A 52	10	10	4 73	6	2	4	28	81	" 9 0
5 8	A 54	37	9		4	2	3	9	58	" 2 5
5 9	A 56	33	10		4	2	3	4	50	" 2 2
6 0	A 58	28	6		4	24	2	27	63	" 4 9
6 1	A 60	30	9	1 29.5	4	0.5	3	1	44	" 4 8
6 2	A 62	35	10		4	5	4	9	58	" 2 8

- (注) 1 A欄 朝礼欠席として、遅刻扱いにしたもの  
 B欄 ストライキとして、遅刻・早退扱いにしたもの  
 C欄 配転拒否による不就労として、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにしたもの (A27は配転対象者外である。)  
 D欄 無断欠勤扱いにしたもの  
 E欄 欠勤扱いにしたもの (A48に遅刻・早退扱いのものがある。)  
 F欄 無断職場離脱又は正規の手続きを経ない組合用務として、遅刻・早退扱いにしたもの  
 G欄 業務命令違反として、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにしたもの  
 H欄 その他の理由により遅刻・早退扱いにしたもの

2 欄における左上は回数を、右下は日数を示す。

(4) 組合は、会社の控除行為について自ら調査した結果、会社の控除事由に不当なものがあるとしたが、その事由別内訳並びに同内訳に基づく控除率及び控除額は、表3のとおりである。

表3 昭和49年年末一時金にかかわる組合の調査に基づく不当控除事由等

番号	組合員名	不 当 控 除 事 由									不当控除率	不当控除額
		A	B	C	D	E	F	G	H	計		
1	A 1	40	11	4						51	1 5 0 分の 2 1	1 8 , 8 5 9 円
2	A 3	13	10	8			9	51	16	2.5	” 5 4	5 6 , 0 0 7
3	A 5	40	5	2						45	” 1 7	1 5 , 9 5 7
4	A 7	12	9	4	84					25	” 9 5	8 2 , 4 1 9
5	A 9	22	2	2						24	” 1 0	9 , 5 3 9
6	A11	3	2	2	345		2			9	” 3 9	3 6 , 4 6 1
7	A13	34	3	2						37	” 1 4	1 2 , 9 2 8
8	A15	33	8	4						41	” 1 7	1 3 , 8 1 3
9	A17	38	7	2						45	” 1 7	1 5 , 5 7 5
1 0	A19	41	10	4			1			52	” 2 1	1 8 , 8 1 9
1 1	A21	36	8	4						44	” 1 8	1 6 , 0 7 3
1 2	A23	39	10	4						49	” 2 0	1 8 , 3 7 3

1 3	A 25	36	10	4				1			47	4	1 5 0 分 の 1 9	1 6 , 4 8 3 円
1 4	A 27	35	12	4	1				4		48	8	" 2 4	1 9 , 8 0 6
1 5	A 29	35	11	4							46	4	" 1 9	1 9 , 0 0 4
1 6	A 31	9	10	4	3						22	84	" 9 1	8 2 , 6 4 7
1 7	A 33	36	9	4							45	4	" 1 9	1 6 , 9 6 6
1 8	A 35	37	6	2							43	2	" 1 6	1 3 , 9 6 2
1 9	A 37	36	11	4							47	4	" 1 9	1 5 , 9 5 5
2 0	A 39	25	5	2							30	2	" 1 2	1 0 , 1 3 2
2 1	A 41	10	6	4	3						19	78	" 8 4	1 0 0 , 1 8 6
2 2	A 43	35	9	4							44	4	" 1 8	1 5 , 4 3 3
2 3	A 45	10	10	4	2						22	85.5	" 9 2	7 5 , 4 8 1
2 4	A 47	37	11	4							48	4	" 2 0	1 9 , 3 9 1
2 5	A 49	9	9	4	3				2		21	84.5	" 9 1	7 9 , 4 1 1
2 6	A 51	39	10	4							49	4	" 2 0	1 7 , 6 5 6
2 7	A 53	34	10	4							44	4	" 1 8	1 6 , 0 3 7
2 8	A 55	37	11	4							48	4	" 2 0	1 7 , 8 5 9
2 9	A 57	24	9	8	66						33	74	" 8 5	7 5 , 4 8 0
3 0	A 59	38	9	1	29						48	29	" 4 5	3 5 , 8 3 5
3 1	A 61	11	10	3	75						24	85	" 9 3	7 9 , 7 3 9
3 2	A 2	9	9	4	70						22	80	" 8 7	7 5 , 9 2 0
3 3	A 4	31	11	4	1	28					43	32	" 4 6	4 3 , 8 8 0
3 4	A 6	31	9	2							40	2	" 1 5	1 4 , 0 0 4
3 5	A 8	10	10	4	1	72			4		21	30	" 8 7	7 8 , 1 3 0
3 6	A 10	34	11	4	1	25.5					46	29.5	" 4 4	3 7 , 7 9 8
3 7	A 12	34	10	2							44	2	" 1 6	1 3 , 9 6 2
3 8	A 14	36	10	4							46	4	" 1 9	1 9 , 3 1 4
3 9	A 16	39	11	4							50	4	" 2 0	1 9 , 7 1 1
4 0	A 18	33	11	6				4	2		48	8	" 2 4	2 1 , 5 5 3
4 1	A 20	31	4	2							35	2	" 1 3	1 1 , 1 4 6
4 2	A 22	30	8	2							38	2	" 1 4	1 2 , 3 5 9
4 3	A 24	41	11	4							52	4	" 2 1	1 8 , 3 2 5
4 4	A 26	29	11	4							40	4	" 1 7	1 4 , 8 3 5
4 5	A 28	32	8	4							40	4	" 1 7	1 4 , 1 1 1
4 6	A 30	37	9	4							46	4	" 1 9	1 6 , 8 3 0

47	A32	11	6	5	79			4	22	87	150分の94	79,390円
48	A34	23	10	4	69			2	33	75	〃 86	78,980
49	A36	11	10	3	81.5			2	24	87.5	〃 95	81,454
50	A38	21	10	4	67.5			2	31	73.5	〃 83	79,176
51	A40	22	10	4	67.5				32	71.5	〃 82	71,096
52	A42	10	10	2	75			2	24	85	〃 93	85,276
53	A44	12	9	36				35	24	56	〃 78	83,308
54	A46	35	11	6				8	54	6	〃 24	24,745
55	A48	16	32	58				10	18	58	〃 95	114,516
56	A50	36	10	4					46	4	〃 19	19,211
57	A52	10	10	4	73				24	77	〃 85	81,084
58	A54	37	9	4					46	4	〃 19	17,027
59	A56	33	10	4					43	4	〃 18	15,616
60	A58	28	6	4					34	4	〃 15	13,823
61	A60	30	9	4	30.5				39	34.5	〃 47	45,073
62	A62	35	10	4					45	4	〃 19	17,545

(注) 1 A欄 朝礼出席を拒否し、自己の職場で就労し、又は待機したにもかかわらず、遅刻扱いにされたもの

B欄 ストライキ通告書による適法なストライキの行使にもかかわらず、無断欠勤扱い、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにされたもの

C欄 無効な配転命令としてこれに应ぜず、旧職場で就労し、又は廊下、組合事務所などで作業指示を求めて待機したにもかかわらず、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにされたもの

F欄 労使慣行にのっとりた組合用務届による組合活動であるにもかかわらず、無断職場離脱などとして、無断欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにされたもの

G欄 自己の職場で就労したにもかかわらず、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにされたもの（A3にかかわるもの）

2 欄における左上は回数を、右下は日数を示す。

9 昭和50年夏季一時金・年末一時金の勤怠控除について

(1) 昭和50年12月27日、会社と支部は、昭和50年夏季一時金・年末一時金について、下記のとおりに協定した。

- 1 1人平均基本給（基本給×25日）の1カ月分とする。
- 2 配分については一律20%（富山工場の部課長を除く全従業員の平均基本給に対し）、考課20%、スライド60%とする。

但し各単組の原資内とする。

- 3 勤怠控除は従前通りとし、期間は74年11月21日から75年11月20日までの1年間とし、休業期間は除外する。

但し控除金額は還元しない。

- 4 支払日は12月29日とする。

(2) 昭和50年12月29日、会社は、上記協定に基づき、昭和50年夏季一時金・年末一時金を支部組合員に支給したが、その際の勤怠控除率及び勤怠控除額は、表4のとおりである。

表4 昭和50年夏季・年末一時金にかかわる会社の勤怠控除状況

番号	組合員名	勤怠控除率	勤怠控除額	番号	組合員名	勤怠控除率	勤怠控除額
1	A 3	300分の14	4,162円	25	A 6	300分の6	1,465円
2	A 7	〃 1	216	26	A 8	〃 47	11,026
3	A 9	〃 2	477	27	A10	〃 42	9,381
4	A11	〃 49	11,517	28	A12	〃 6	1,309
5	A13	〃 5	1,155	29	A14	〃 2	483
6	A17	〃 2	441	30	A18	〃 1	224
7	A19	〃 10	2,207	31	A20	〃 2	428
8	A23	〃 1	218	32	A22	〃 2	441
9	A25	〃 1	207	33	A26	〃 2	436
10	A27	〃 5	1,024	34	A28	〃 10	2,061
11	A31	〃 46	10,454	35	A32	〃 51	10,702
12	A33	〃 1	223	36	A34	〃 42	9,654
13	A35	〃 3	654	37	A36	〃 49	10,500
14	A39	〃 2	415	38	A38	〃 60	14,336
15	A41	〃 94	26,850	39	A40	〃 45	9,877
16	A43	〃 1	219	40	A42	〃 45	10,752
17	A45	〃 45	9,418	41	A44	〃 42	10,906
18	A49	〃 45	9,818	42	A48	〃 34	10,447
19	A55	〃 16	3,416	43	A52	〃 64	15,292
20	A57	〃 44	10,717	44	A54	〃 38	8,020
21	A59	〃 50	9,881	45	A58	〃 9	1,998
22	A61	〃 46	9,857	46	A60	〃 45	10,810
23	A 2	〃 83	17,315	47	A62	〃 1	231
24	A 4	〃 44	10,324				

- (3) 会社は、上記勤怠控除を行ったのは支部組合員に控除されるべき事由があったからだとし、その事由別内訳及び同内訳に基づく控除率は、表5のとおりであるとした。

表5 昭和50年夏季・年末一時金にかかわる会社の勤怠控除事由等

番号	組合員名	勤 怠 控 除 事 由									控除率
		A	B	C	D	E	F	G	H	計	
1	A 3	/	2	/	/	1	/	40	1	43	300分の15
2	A 7	/	1	2	/	1	/	/	/	3	〃 3
3	A 9	/	1	/	/	1	/	/	3	4	〃 2
4	A11	/	1	14	/	34	/	/	2	3	〃 49
5	A23	/	2	/	/	1	/	/	1	3	〃 1
6	A25	/	1	/	/	/	/	/	3	4	〃 1
7	A27	/	1	/	/	1	/	/	12	13	〃 5
8	A31	/	1	44	/	/	/	/	4	5	〃 46
9	A41	/	/	44.5	/	50	/	/	/	94.5	〃 94
10	A45	/	1	45.5	/	/	/	/	/	1	〃 45
11	A49	/	1	45.5	/	/	/	/	/	1	〃 45
12	A55	/	1	/	12	4	/	/	/	1	〃 16
13	A57	/	/	42.5	/	/	/	/	6	6	〃 44
14	A59	/	1	48	/	1.5	/	/	1	2	〃 50
15	A61	/	1	45	/	1	/	/	1	2	〃 46
16	A 2	/	1	45	2	35	/	/	3	4	〃 83
17	A 4	/	1	44	/	/	/	/	1	2	〃 44
18	A 8	/	1	44	2	1	/	/	/	1	〃 47
19	A10	/	1	40.5	/	2	/	/	1	2	〃 42
20	A14	/	1	/	/	/	/	/	5	6	〃 2
21	A32	/	1	44	/	2	/	/	15	16	〃 51
22	A34	/	1	42	/	/	/	/	/	1	〃 42
23	A36	/	1	43	4	1	/	/	14	15	〃 53
24	A38	/	1	41	2	/	/	/	1	2	〃 43
25	A40	/	1	44	/	/	/	/	3	4	〃 45
26	A42	/	1	41	/	3	/	/	2	3	〃 45
27	A44	/	3	1	36	2.5	6	7	17	33.5	〃 44
28	A48	/	1	/	32	2	/	/	/	1	〃 34

29	A52			39.5		2			4	4	41.5	300分の42
30	A58				2	5			10	10	7	" 10
31	A60		1	45.5					1	2	45.5	" 45

(注) 1 B欄 ストライキとして、遅刻・早退扱いにしたもの

C欄 配転拒否による不就労として、欠勤扱いにしたもの（配転対象者以外のA44に遅刻・早退扱いのものがある。）

D欄 無断欠勤扱いにしたもの

E欄 欠勤扱いにしたもの

F欄 無断職場離脱として、遅刻・早退扱いにしたもの

G欄 業務命令違反として、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにしたもの

H欄 その他の理由により遅刻・早退扱いにしたもの

2 欄における左上は回数を、右下は日数を示す。

(4) 組合は、会社の控除行為について自ら調査した結果、会社の控除事由に不当なものがあるとしたが、その事由別内訳並びに同内訳に基づく控除率及び控除額は、表6のとおりであるとした。

表6 昭和50年夏季・年末一時金にかかわる組合の調査に基づく不当控除事由等

番号	組合員名	不当控除事由									不当控除率	不当控除額
		A	B	C	D	E	F	G	H	計		
1	A3		1					40		41	300分の14	4,162円
2	A7			2						2	" 2	433
3	A11			14						14	" 14	3,290
4	A31			44						44	" 44	9,999
5	A41			44.5						44.5	" 44	12,568
6	A45			45.5						45.5	" 45	9,418
7	A49			45.5						45.5	" 45	9,818
8	A57			42.5						42.5	" 42	9,708
9	A59			48						48	" 48	9,485
10	A61			45						45	" 45	9,643
11	A2		2	45						47	" 47	9,805
12	A4			44						44	" 44	10,324

13	A8			2	44					46	300分の46	10,792円	
14	A10				40.5					40.5	" 40	8,935	
15	A32				44					44	" 44	9,233	
16	A34				42					42	" 42	9,654	
17	A36				43			4		47	" 47	10,072	
18	A38			2	41					43	" 43	10,274	
19	A40				44					44	" 44	9,657	
20	A42				41					41	" 41	9,796	
21	A44		4	28				4	2	8	30	" 32	8,309
22	A48				32					32	" 32	9,832	
23	A52				39.5					39.5	" 39	9,318	
24	A58			2						2	" 2	444	
25	A60				45.5					45.5	" 45	10,810	

(注) 1 B欄 ストライキ通告書による適法なストライキの行使にもかかわらず、無断欠勤扱い、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにされたもの

C欄 無効な配転命令としてこれに応ぜず、旧職場で就労し、又は廊下、組合事務所などで作業指示を求めて待機したにもかかわらず、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにされたもの

F欄 労使慣行にのっとりた組合用務届による組合活動であるにもかかわらず、無断職場離脱などとして、無断欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにされたもの

G欄 自己の職場で就労したにもかかわらず、欠勤扱い又は遅刻・早退扱いにされたもの (A3にかかわるもの)

2 欄における左上は回数を、右下は日数を示す。

#### 10 昭和50年年次有給休暇の付与について

(1) 会社は、昭和50年年次有給休暇の付与に係る前年次の出勤率を算定した際、次の日を「支部組合員の責に帰すべき事由による休業」として、欠勤扱いにした。

ア 昭和49年7月17日及び10月2日発令の配転対象者にかかわる就労日及び待機日

イ 組合用務にかかわる日

ウ ストライキにかかわる日

エ A3にかかわる就労日

(2) このため、会社は、前年次の出勤率が8割未満となる支部組合員24名に対し、昭和50年年次有給休暇を付与しないとした。その出勤率算定状況は、おおむね表7のとおりである。

表7 昭和50年年次有給休暇の付与にかかわる会社の出勤率算定状況

番号	組合員名	出勤率査定期間			全労働日数	出勤日数	出勤率
		昭和	昭和	昭和			
1	A44	49. 8. 21~50. 8. 20			161	100	0.62
2	A3	49. 3. 21~50. 3. 20			264	187	0.70
3	A48	49. 3. 21~50. 3. 20			286	207	0.72
4	A41	49. 11. 21~50. 11. 20			119	27	0.22
5	A8	48. 12. 21~49. 12. 20			308	199	0.64
6	〃	49. 12. 21~50. 12. 20			119	91	0.76
7	A49	49. 6. 21~50. 6. 20			186	59	0.31
8	A36	49. 1. 21~50. 1. 20			308	179	0.58
9	A2	49. 1. 21~50. 1. 20			308	178	0.57
10	A32	49. 2. 21~50. 2. 20			287	138	0.48
11	A52	49. 3. 21~50. 3. 20			263	140	0.53
12	A45	49. 10. 21~50. 10. 20			119	55	0.46
13	A61	49. 8. 21~50. 8. 20			134	23	0.17
14	A31	49. 3. 21~50. 3. 20			263	130	0.49
15	A7	49. 1. 21~50. 1. 20			308	224	0.72
16	A42	49. 2. 21~50. 2. 20			287	157	0.54
17	A11	49. 2. 21~50. 2. 20			287	147	0.51
18	A38	49. 8. 21~50. 8. 20			134	23	0.17
19	A34	49. 3. 21~50. 3. 20			263	148	0.56
20	A40	49. 3. 21~50. 3. 20			263	148	0.56
21	A57	49. 9. 21~50. 9. 20			119	33	0.27
22	A59	49. 1. 21~50. 1. 20			308	219	0.71
23	A60	49. 6. 21~50. 6. 20			186	110	0.59
24	A10	49. 10. 21~50. 10. 20			119	57	0.47
25	A4	49. 6. 21~50. 6. 20			186	112	0.60

(注) 出勤率は、小数点3位以下切捨て

(3) 組合の調査結果に基づき、「支部組合員の責に帰すべき事由による休業」として欠勤扱いとなっていた日数を出勤扱いとして、出勤率を修正すると表8のとおりであり、そのうち、A41、A11を除く22名の出勤率は、8割以上となる。

表8 昭和50年年次有給休暇の付与にかかわる組合の調査に基づく出勤率算定状況

番号	組合員名	出勤率査定期間			全労働日数	出勤日数	出勤率
		昭和	昭和	日			
1	A44	49. 8. 21~50. 8. 20		161	161	1.00	
2	A3	49. 3. 21~50. 3. 20		264	264	1.00	
3	A48	49. 3. 21~50. 3. 20		286	276	0.96	
4	A41	49. 11. 21~50. 11. 20		119	70	0.58	
5	A8	48. 12. 21~49. 12. 20		308	301	0.97	
6	〃	49. 12. 21~50. 12. 20		119	113	0.94	
7	A49	49. 6. 21~50. 6. 20		186	182	0.97	
8	A36	49. 1. 21~50. 1. 20		308	305	0.99	
9	A2	49. 1. 21~50. 1. 20		308	300	0.97	
10	A32	49. 2. 21~50. 2. 20		287	256	0.89	
11	A52	49. 3. 21~50. 3. 20		263	258	0.98	
12	A45	49. 10. 21~50. 10. 20		119	119	1.00	
13	A61	49. 8. 21~50. 8. 20		134	134	1.00	
14	A31	49. 3. 21~50. 3. 20		263	258	0.98	
15	A7	49. 1. 21~50. 1. 20		308	300	0.97	
16	A42	49. 2. 21~50. 2. 20		287	278	0.96	
17	A11	49. 2. 21~50. 2. 20		287	199	0.69	
18	A38	49. 8. 21~50. 8. 20		134	129	0.96	
19	A34	49. 3. 21~50. 3. 20		263	263	1.00	
20	A40	49. 3. 21~50. 3. 20		263	259	0.98	
21	A57	49. 9. 21~50. 9. 20		119	117	0.98	
22	A59	49. 1. 21~50. 1. 20		308	298	0.96	
23	A60	49. 6. 21~50. 6. 20		186	186	1.00	
24	A10	49. 10. 21~50. 10. 20		119	116	0.97	
25	A4	49. 6. 21~50. 6. 20		186	186	1.00	

(注) 出勤率は、小数点3位以下切捨て

- (4) 昭和50年10月7日、会社は、前記24名中、A44を除く23名に対し、同年9月から11月にかけて、臨時有給休暇を3日間付与するとし、紛争中の年次有給休暇については、将来、裁判又は和解解決の結果により、年次有給休暇発生要件が確認された場合に付与することにした。
- (5) 昭和53年3月8日、会社と支部とは、出勤率査定期間における出勤率が8割以上となる場合に与えられるべき昭和50年年次有給休暇の日数及びその有効期間について、合意が成立したが、その内容は、表9のとおりである。

表9 昭和50年年次有給休暇の付与にかかわる会社と組合との合意内容

番号	組合員名	出勤率8割以上の場合 の有給休暇日数	左の有効期間
1	A44	11日	昭和50. 8. 21～昭和52. 8. 20
2	A3	13	50. 3. 21～ 52. 3. 20
3	A48	16	50. 3. 21～ 52. 3. 20
4	A41	17	50. 11. 21～ 52. 11. 20
5	A8	9	49. 12. 21～ 51. 12. 20
6	〃	10	50. 12. 21～ 52. 12. 20
7	A49	11	50. 6. 21～ 52. 6. 20
8	A36	10	50. 1. 21～ 52. 1. 20
9	A2	10	50. 1. 21～ 52. 1. 20
10	A32	10	50. 2. 21～ 52. 2. 20
11	A52	17	50. 3. 21～ 52. 3. 20
12	A45	13	50. 10. 21～ 52. 10. 20
13	A61	10	50. 8. 21～ 52. 8. 20
14	A31	11	50. 3. 21～ 52. 3. 20
15	A7	8	50. 1. 21～ 52. 1. 20
16	A42	13	50. 2. 21～ 52. 2. 20
17	A11	13	50. 2. 21～ 52. 2. 20
18	A38	14	50. 8. 21～ 52. 8. 20
19	A34	12	50. 3. 21～ 52. 3. 20
20	A40	10	50. 3. 21～ 52. 3. 20
21	A57	12	50. 9. 21～ 52. 9. 20
22	A59	11	50. 1. 21～ 52. 1. 20
23	A60	17	50. 6. 21～ 52. 6. 20
24	A10	17	50. 10. 21～ 52. 10. 20
25	A4	17	50. 6. 21～ 52. 6. 20

## 第2 判 断

### 1 当事者の主張の概要

申立人は、会社は支部結成以来現在まで、組合の存在を理由なく嫌悪し、支部の壊滅を図ってきたが、

- ① 昭和50年5月27日、支部組合員62名に対し、昭和49年年末一時金（査定期間昭和49年5月21日から同年11月20日まで）を支給した際、支部組合員であること又は組合の正当な行為をしたことの故をもって、不当な勤怠控除を行って不利益に取り扱った。
- ② 昭和50年12月29日、支部組合員25名に対し、昭和50年夏季・年末一時金（査定期間昭和49年11月21日から昭和50年11月20日まで）を支給した際、支部組合員であること又は組合の正当な行為をしたことの故をもって、不当な勤怠控除を行って不利益に取り扱った。
- ③ 昭和50年の年次有給休暇を付与するに際し、支部組合員24名に対し、支部組合員であること又は組合の正当な行為をしたことの故をもって、出勤日を不当に欠勤日として取り扱い、出勤率は8割未満であるとして、年次有給休暇を付与しないで不利益に取り扱った。

と主張する。

被申立人は、会社は組合を嫌悪し、又は攻撃する意図は持たず、相互主張と適正な協議によって、正常な会社経営を行ってきたものであり、

- ① 昭和49年年末一時金の支給に際し、支部組合員62名に対し不当な勤怠控除をしたことはなく、合意に従い、適正に勤怠控除を行い支給した。
- ② 昭和50年夏季・年末一時金の支給に際し、支部組合員25名に対し不当な勤怠控除をしたことはなく、協定に従い、適正に勤怠控除を行い支給した。
- ③ 昭和50年年次有給休暇の付与については、支部組合員24名の査定期間における出勤率が8割未満であったため、各人に有給休暇を付与しなかったもので、出勤率の算定は正当な理由によるものである。

と主張し、不当労働行為の成立を争うので、以下判断する。

## 2 配転問題

- (1) 人事協定の解釈について、申立人は、会社と組合間の誠実な団体交渉による事前協議とこの事前協議終了後における配転対象者の納得を必要とすることを協定したものと主張する。

被申立人は、組合が団体交渉の協議形式を固執して協議に応じない場合においては、会社は組合との協議を打ち切り、配転対象者の意思確認をなし、特別の障害事由がない限り有効に配転命令をなし得るものであって、申立人主張の労使間の団体交渉のみが誠実な事前協議であり、労使協議会は協議ではないとする解釈は、事前協議条項の趣旨に反するものであると主張する。

しかしながら、人事協定の趣旨は、会社が人事権に基づき配転計画を立案し、組合に異存がない限り労使協議会の席上に、また、組合が団体交渉の協議形式を希望するならば団体交渉の席上に配転計画を提案して、配転の必要性、配転対象者とその配転先について協議を遂げ、その間、組合が配転対象者の意思を確認して、配転対象者とその配転先の確定をみることになり、しかる後、会社が配転対象者に配転先を告知してその了解を得、配転命令を発することを協定したものと解される。

会社が団体交渉の協議形式を避け、組合が希望するにもかかわらず、労使協議会の協議形式を固執することは、団体交渉の席上に配転計画を提案することが企業の存続に重大な障害を惹起するような特別な事情がない限り、人事協定の義務を履行しているものとは解されない。

したがって、被申立人の主張は、人事権の原則論を展開するものであり、会社と組合間に、人事権の運用を拘束する人事協定が締結されている限り、会社は、当然、上記のとおり誠実に協議を遂げた後、配転対象者の了解を求めるべきものである。

- (2) 昭和49年7月17日の配転命令について検討を加える。

申立人は、会社は人事協定に基づき、支部組合員21名の配転計画につき、まず、組合と誠実な事前協議をしたうえ、配転対象者21名の了解を得なければならないのにもかかわらず、人事協定を無視し、事前の協議を尽くすことなく配転対象者の意思確認を

行ったが、配転対象者は、組合と協議したうえで意思確認をするよう求め、了解はしていないのだから、本件配転命令は、第一に組合との事前協議を尽していない点、第二に配転対象者が了解していない点において無効なものであると主張する。

被申立人は、会社は人事協定に基づき、組合と協議を尽し、配転対象者の意思確認を行った結果、配転対象者は、配転に反対ではないが組合と協議してもらいたいというもので、本人の了解があったから配転命令は有効であると主張する。

本件配転命令の経緯は、前記第1の3認定のとおりであるが、会社が昭和49年6月26日の労使協議会において、配転の必要性、配転対象者とその配転先の内容説明を行ったところ、支部は、会社の労使協議会での言動より、人事協定を誠実に履行する態度がみえないと判断し、団体交渉を申し入れた。会社は、特別な事情もないのに労使協議会の協議形式を固執し、支部は団体交渉の協議形式を固執したため、協議は空転した。その間、会社は、配転対象者に対し配転先を示して意思確認を行い、本人の了解がないうちに配転計画の内容を提示した。その後、支部の団体交渉の申し入れにより、昭和49年7月8日に一度団体交渉が開催されたが、同月12日に至り人事協定の誠実な履行の確認をめぐって意見が対立し、協議は打ち切れ、配転命令が正式に発せられたものである。

人事協定は、会社と組合間の事前の誠実な協議を必要とするもので、その観点から配転命令が発せられた経緯をみると、支部は配転の必要性は認めたが、会社と組合間に、配転対象者とその配転先の確定について協議を遂げた事実は認められない。したがって、配転対象者の了解を求める段階には至っていないもので、本件配転命令は、人事協定に違反して発令されたものであり、無効なものと判断される。

(3) 昭和49年10月2日の配転命令について検討を加える。

申立人は、会社は人事協定を全く無視し、支部組合員5名の配転命令を発したが、本件配転命令は、第一に組合との事前の協議を尽くしていない点、第二に配転対象者が了解していない点において無効なものであると主張する。

被申立人は、本件配転命令は、一時的な応援命令で実質的な配転ではなく、人事協

定上の人事問題ではないと主張する。

本件配転命令は、一時的であっても職場の変更を伴うもので、応援期間が不確定であるから、会社が応援命令と思ったとしても、人事協定上の問題に当るものと解される。したがって、人事協定上、会社は、会社と組合間の事前協議と配転対象者の了解の手續を終了した後、発令することを要するものである。

しかるに、会社が発令に際し、事前協議を遂げ、配転対象者の了解を得た事実は認められない。本件配転命令は、人事協定に違反して発令されたものであり、無効なものと判断される。

- (4) 前記第1の3の(3)認定の昭和49年6月26日の労使協議会におけるB3部長発言、同(4)、(6)認定の労使協議会に固執しての団体交渉の再三の回避、同(8)認定の同年7月6日の配転対象者への文書交付などの事実に徴すると、会社は、本件配転問題について、最初から人事協定を誠実に履行する意思がなかったことが認められる。

会社の昭和49年7月17日の配転命令及びこれに続く配転対象者21名に対する配転先での就労を指示した業務命令は、支部の弱体化を意図して、支部の組合員であることの故に不利益に取り扱った不当労働行為と判断される。また、同年10月2日の配転命令及びこれに続く配転対象者5名に対する配転先での就労を指示した業務命令についても、上記の場合と同様、支部の弱体化を意図して、支部の組合員であることの故に不利益に取り扱った不当労働行為と判断される。

- (5) 配転対象者は、支部の指導により、私事欠勤日、公休日を除き毎日、始業時に出勤し、終業時に退勤した。その行動は、富山工場へ入場するや従前の職場に臨み、会社の職制により排除された後は、職場付近の廊下、支部の組合事務所などで就労のため待機していた事実が認められ、配転対象者は、労務提供義務を尽くしたものである。

会社がこれを不就労として欠勤扱いにしたのは、配転命令及びこれに続く業務命令がいずれも無効であることにかんがみ、支部の存在を嫌悪し、その弱体化を意図して、支部の組合員である故をもってなした不利益取扱いと判断される。

### 3 組合用務

- (1) 申立人は、会社が配転問題で闘争中であった支部の組合活動を抑圧するため、支部から従来の慣行に従い提出された組合用務届を受理しないで、無断欠勤扱いとしたことは、正当な組合活動をしたことの故をもって不利益取扱いをしたものであると主張する。

被申立人は、昭和49年8月頃から支部組合員は、組合用務の届出について、会社の所定用紙を使用せず、上司の許可も得ないで、組合用務届の提出後、直ちに職場離脱をするようになったが、このようなことは、会社の要求する要件を充足せず、従来の慣行を無視したもので違法であり、これを無断欠勤扱いとした会社の処置は正当であると主張する。

- (2) 昭和47年8月頃から昭和48年9月頃までの間、会社は、組合用務の許可について、許可要件や組合用務の範囲などを緩やかに取り扱い、支部の一方的な届出をもって許可するという運用をしてきたことは争いのない事実である。

会社は、B3部長が着任した昭和48年9月、富山工場の生産秩序の確立を図るため組合用務届の用紙を作成し、今後、届出はこの用紙のみを使用することとし、所定の手続きを履践したもののみを許可する旨支部に通告したことは、前記第1の4の(3)認定のとおりである。

申立人は、その際、会社の作成した用紙は使用するが、一部分の訂正、削除を申し入れたところ、会社はこの申入れを了解し、従前の比較的緩やかな運用が継続されたと主張し、被申立人は、そのような事実はなく、用紙作成の時点から厳正な運用が10か月ぐらい継続したと主張する。

しかし、前記第1の4の(5)認定のとおり、支部が提出し、会社が正式に受理していた組合用務届約45枚を昭和49年8月頃に返却している事実に徴すると、昭和49年7月に配転問題をめぐる労使紛争が発生するまでは、比較的緩やかな運用がなされ、これが慣行化しつつあった事実を認めることができる。

- (3) 昭和49年8月30日から9月13日までの組合用務は、同年7月から配転問題をめぐって労使間に連日紛争が発生したため、支部が配転対象者に対し、会社の配転命令とこ

れに続く業務命令を無視又は拒否させ、従前の職場で就労するよう指導したところ、会社が職制を使用してこれを排除させたため、配転対象者の生命、身体に危害が及ぶことをおそれ、これの予防を目的として、連日、支部組合員によるパトロール隊を編成し、富山工場内の巡回を実施するためのものであると認められる。

- (4) 会社は、組合用務の協定締結以来、組合用務の許可を緩やかに運用してきたが、昭和49年7月、支部の弱体化を意図して、人事協定に違反する配転命令を強行しようとしたため、支部との紛争が生じ、支部は防衛上、組合活動を活発に行い、当然、組合用務が多くなった。会社は、この組合活動を抑圧するため、従来の運用を一方向的に改め、ルール違反に藉口して組合用務届を受理しなかったが、かかる組合用務は、使用者が容認しなければならない正当な組合活動である。

したがって、無断欠勤扱いなどとした会社の処置は、支部の存在を嫌悪し、その組合活動の弾圧をねらったもので、支部の正当な組合活動をしたことの故をもって、支部組合員に対して不利益な取扱いをしたものと判断せざるを得ない。

#### 4 ストライキ

##### (1) 指名ストライキ

ア 申立人は、会社は配転命令を拒否して従前の職場で就労しようとした配転対象者に対し、職制を使用して就労妨害、実力排除を行ったので、支部は、主として支部役員によるパトロール隊を編成し、配転対象者の生命、身体の保護と会社の就労妨害、実力排除に対する抗議闘争を組合用務として行ってきたものであるが、会社がこれを組合用務と認めないため、また、配転問題などの紛争解決の必要もあるため、指名ストライキを実施したところ、会社は、合理的な理由もなく指名スト通告を受理しないで欠勤扱いにしたもので、この会社の行為は、違法な配転命令を強行し、支部の正当な組合活動を弾圧しようとする不当労働行為であると主張する。

被申立人は、支部は当初、争議の目的を組合用務執行のためとして、会社の警告の後には、紛争解決のためと称して指名ストライキを通告してきたが、会社は、組合用務執行のためのストライキは、労使間に解決を要する要求事項がなく、当時、争

議の目的もなかったもので、指名スト通告を受理せず欠勤扱いとしたもので、この通告は、争議権の行使に藉口した不当な行為又は争議権の濫用行使であると主張する。

イ 会社と支部間には、昭和49年7月から配転問題をめぐって、連日、紛争が発生していたが、支部は配転命令が無効であるからこれの取消しを要求し、この要求を早期貫徹するため、一切の有効、適切な争議行為を実施できることは明白である。会社は、当時の状況に照らせば、支部が何を要求し、何を目的として争議行為を実施しているかは、直ちに了解できたはずである。

前記2の(2)のとおり、配転命令が人事協定違反の無効なものであることにかんがみれば、本件指名ストライキは、その手段、態様からみても正当な争議行為と認められる。

ウ 昭和49年9月26日、全金本部、地本、支部は連名で、会社に対し、東京における団体交渉の開催を申し入れたにもかかわらず、理由にならない理由をもって団体交渉を拒否している会社の姿勢は、富山工場の労使間においては、紛争解決のための当事者能力を喪失した事態にあるため、中央において解決の突破口を見いだそうとする組合の努力を不誠意にも無にするものである。会社は、無断欠勤扱いなどの処置を継続することによって、支部の固結を弱め、支部の正当な組合活動をしたことの故をもって、支部組合員に対して不利益な取扱いをしたものと判断される。

## (2) 全員ストライキ

ア 申立人は、会社は全員ストライキの通告書の宛名が本社社長宛になっているから、本社宛に直送せよと行って受理しないで欠勤扱いとしたが、これは、支部の正当な組合活動を弾圧しようとする不当労働行為であると主張する。

被申立人は、支部の全員ストライキ通告書を受理しないで欠勤扱いとした合理的な理由を特に主張しない。

イ 支部が要求貫徹をめざして争議権を行使し、全員ストライキを実施したのは、正当な争議行為である。会社がこのストライキ通告を合理的な理由もなく受理せず、

無断欠勤扱いなどとしたのは、支部の弱体化を意図して、支部の正当な組合活動をしたことの故をもって、支部組合員に対して不利益な取扱いをしたものと判断される。

## 5 朝礼時の不参加

- (1) 申立人は、会社が従来朝礼と異なる連日40分ないし1時間にわたる朝礼を行ったことは、支部に対する嫌がらせであり、支部組合員に心理的な圧迫を加え、支部の団結を破壊するのが目的であるので、支部は、組織の団結を維持するため、支部組合員を指導して朝礼を欠席させ、各自の職場で就労させ、又は待機させたものであり、会社がこの朝礼不参加を遅刻扱いとしたことは、支部の組合員であること又は支部の正当な組合活動をしたことの故をもって、不利益な取扱いをしたものであると主張する。

被申立人は、朝礼は職場規律の確立を図るためのものであり、B3部長の信念もあり、その回数は多くなり、時間も長くなったが、この朝礼は、支部組合員のみでなく全従業員を参加させているので、支部組合員に対する嫌がらせをしたものではなく、会社業務の一部であり、これに正当な理由なく欠席することは業務命令違反であって、これを遅刻扱いとしたことは正当であると主張する。

- (2) 被申立人が主張するとおり、朝礼は会社業務の一部であり、朝礼に参加することは会社の業務指揮権によるものであるから、正当な理由のない朝礼不参加は、業務命令違反であることは認められる。

しかしながら、朝礼は全従業員を参加させたものであって、支部組合員をめざしたのではないと被申立人は主張するが、B3部長が、今後、朝礼を連日行い、半日あるいはそれ以上をあてることもあると言明していること、支部の指導により支部組合員が欠席した昭和48年11月26日から28日までの朝礼が、10分ないし20分程度で終了していることからみれば、特に支部組合員をめざしていたことが明白である。

昭和48年11月15日から行われた朝礼は、B3部長の話の内容に徴すると、支部組合員に対する嫌がらせと心理的な威迫以外の何ものでもなく、ひいては、支部の弱体化

をねらったものと認められる。

したがって、会社は、不法の目的をもって業務指揮権を行使したものであり、支部組合員に対する朝礼参加の業務命令は、業務指揮権を濫用したものと認められ、会社が支部組合員の朝礼不参加を遅刻扱いとしたことは、支部の組合員であること又は支部の正当な組合活動をしたことの故をもって、支部組合員に対して不利益な取扱いをしたものと判断せざるを得ない。

## 6 A 3 の問題

- (1) 申立人は、A 3 は、人事協定に違反する業務命令を無効として自己の職場で就労し、また、会社職制が就労を妨害した際には、就労の意思を告知するなどして労務を提供し、その受領の催告をしたにもかかわらず、この就労状況を業務命令違反による不就労として、欠勤扱いにした会社の処置は、A 3 が支部の組合員であることの故をもって、不利益な取扱いをしたものであると主張する。

被申立人は、A 3 は公害防止設備の管理を担当していたが、班長としての職務を尽くさず、上司の業務命令に従わないのみか、A 3 の職務に対する注意を喚起し、適性を審査するための呼出しにも応じないので、会社は、A 3 の就労を禁止するとともに、不就労として欠勤扱いにしたもので、労働契約上の債務の履行は、業務命令に従い所定の労働に従事すべきものであるにもかかわらず、A 3 はかかる労務の提供を行わなかったから、債務の本旨に従った履行がなかったところになると主張する。

- (2) 被申立人は、A 3 に対する昭和49年7月9日の呼出しは、A 3 の職務に対する注意を喚起し、適性を審査するためのものであったと主張するが、呼び出し状の記載内容と適性審査能力のないB 3 部長の出頭要求に徴すると、会社の真意は、A 3 を配転させることを意図し、A 3 の希望による配転を実施しようとしたもので、会社の労務管理について全従業員から恐れられているB 3 部長をしてA 3 を説得し、会社の希望するとおりに仕向けようとしたものであった事実が認められる。

- (3) 会社は、A 3 の配転を強く希望していたが、A 3 は支部の組合員であるため、人事協定によって組合との事前協議と本人の了解を必要とするが、当時、支部と配転をめ

ぐって問題がこじれていたため、このうえA3の配転問題を労使間に提案すれば、事態を更に複雑にするものと判断した。

- (4) 会社のA3に対する再三の対話指示の業務命令は、A3が昭和50年1月20日にこの業務命令に応じたところ、即日、配転させている事実に徴しても、人事協定の事前協議を骨抜きにして、配転を達成しようとする意図してなされたものであることが認められる。

したがって、A3に対する業務命令は、人事協定に違反する配転を実施する手段として出されたもので、違法なものであると認められる。

- (5) A3は、違法な業務命令に従う必要はなく、昭和49年8月14日から昭和50年1月21日までの間、富山工場に出勤して就労し、また、会社職制から妨害を受けた際は就労の意思を告知しているため、労務提供義務を履行したものと認められる。

会社がこれを不就労として欠勤扱いなどにしたのは、A3が支部の組合員であるところから、支部との協議を嫌悪して人事協定に違反し、ことさら、不利益な取扱いをしたものと判断される。

#### 7 昭和49年年末一時金の勤怠控除

当事者の主張は、前記1のとおりであるが、会社は、終局的に支部の弱体化を意図して、前記2ないし6のとおり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為を行い、その結果、昭和50年5月27日、支部組合員62名に対し、昭和49年年末一時金を支給するに際し、不当な勤怠控除を行ったものであり、その支給の際の控除額は、表1のとおりである。

会社は、原状回復による是正措置として、表3記載の支部組合員62名に対し、表1記載の勤怠控除額を限度として、表3記載の不当控除額を支給する義務がある。

#### 8 昭和50年夏季・年末一時金の勤怠控除

当事者の主張は、前記1のとおりであるが、会社は、終局的に支部の弱体化を意図して、前記2ないし6のとおり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為を行い、その結果、昭和50年12月29日、支部組合員25名に対し、昭和50年夏季・年末一時金

を支給するに際し、不当な勤怠控除を行ったものであり、その支給の際の控除額は、表4のとおりである。

会社は、原状回復による是正措置として、表6記載の支部組合員25名に対し、表4記載の勤怠控除額を限度として、表6記載の不当控除額を支給する義務がある。

#### 9 昭和50年年次有給休暇の付与

(1) 当事者の主張は、前記1のとおりであるが、会社は、終局的に支部の弱体化を意図して、前記2ないし6のとおり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為を行い、その結果、不当に出勤率を算定し、支部組合員24名に対し、昭和50年年次有給休暇を付与しなかったものであるが、原状回復による是正措置として、会社が不当に欠勤日に算入した日を出勤日に算入し、出勤率を算定すれば、表8のとおり、支部組合員22名の出勤率は、8割以上であることが認められ、上記22名の昭和50年年次に与えられるべき有給休暇日数と同年次に取得した臨時有給休暇日数は、表10の(1)、(2)のとおりである。

表10 付与すべき昭和50年年次有給休暇の日数等

番号	組合員名	(1) 昭和50年年次に与えられるべき有給休暇日数	(2) 昭和50年年次に取得した臨時有給休暇日数	(3) (1)-(2)日数
1	A44	11日	0日	11日
2	A3	13	3	10
3	A48	16	3	13
4	A8	9	3	6
5	〃	10	0	10
6	A49	11	3	8
7	A36	10	3	7
8	A2	10	3	7
9	A32	10	3	7
10	A52	17	3	14
11	A45	13	3	10
12	A61	10	3	7
13	A31	11	3	8
14	A7	8	3	5
15	A42	13	3	10
16	A38	14	3	11
17	A34	12	3	9
18	A40	10	3	7
19	A57	12	3	9
20	A59	11	3	8
21	A60	17	3	14
22	A10	17	3	14
23	A4	17	3	14

支部組合員 A 41、A 11については、その出勤率が 8 割未満であるため、昭和50年年次有給休暇は認められない。

(2) 本件救済申立ては、昭和51年 2 月 9 日にされたものであるが、労働基準法第115条による消滅時効の進行は、上記支部組合員22名について、民法第147条第 1 号を類推適用し、同日、消滅時効を中断したものと判断される。

したがって、会社は、表10記載の支部組合員22名に対し、同表(3)記載の日数を昭和50年年次有給休暇として付与すべき義務がある。

以上のとおり、被申立人が昭和49年年末一時金の支給に際し、支部組合員62名に対し不当な勤怠控除を行ったこと、昭和50年夏季・年末一時金の支給に際し、支部組合員25名に対し不当な勤怠控除を行ったこと並びに昭和50年年次有給休暇の付与に際し、支部組合員22名に対し、不当に出勤率を算定し有給休暇を付与しなかったことは、いずれも、支部の弱体化を図る目的でなされた労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為である。

なお、申立人は他に陳謝文の掲示、手交を求めているが、主文の命令で救済が果せるものと判断する。

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和53年 8 月22日

富山県地方労働委員会

会長 島 崎 良 夫